

2023年6月

さいとう通信販売をご利用のお客様へ

有限会社斎藤昭一商店
代表取締役 斎藤秀光

ヤマト運輸荷物転送の有料化につきまして

拝啓

皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社通信販売ならびに製品をご愛顧頂きまして誠に有難うございます。

この度、ヤマト運輸様の規定変更により、2023年6月1日（木）受付分から、荷物の送り状に記載された住所以外にお届け先を変更（転送）する場合、送り状記載のお届け先から変更後のお届け先までの運賃（定価・着払い）を収受することとなりました。

今後は商品の発送後にお届け先を変更（転送）する場合、転送料金をヤマト運輸様がお届け先様から着払いで収受することとなります。そのため、ご贈答用の場合であっても転送料金の負担はお届け先様となりますので、ご注文の際は、ご住所にお間違いがないかご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

【転送例】

下記の場合、お届け先様が転送料金を負担することとなります。

- ・お届け先様のご希望で転送（自宅→ご実家やお勤め先等）
- ・ご依頼主様からいただいた住所がお引越し等で新しい住所へ転送になった
（**市●丁目▲-■→引越し先の**市▲丁目●-■へ）

など

転送はお届け先様にご了承をいただいたうえで行いますが、お届けをキャンセルされた場合、ご注文代金はお客様負担となりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

ヤマト運輸様のご案内ページはこちら

https://www.yamato-hd.co.jp/important/info_230417_2.html